

(届出事項の異動届 備考)

- 1 この届は、異動の日から7日以内に、郵便によることなく持参提出しなければならないこと。
なお、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体に該当することとなった場合は、該当した日（国会議員の候補者等が代表者となった日または代表者が国会議員の候補者等となった日）から7日以内に、法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当することとなった場合は、法第19条の8第1項の規定による通知（国会議員関係政治団体に該当する旨の通知）を受けた日から7日以内に、郵便によることなく持参提出しなければならないこと。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 該当する「□」に「レ」を記入することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「レ」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「レ」を記入すること。
- 4 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号〇〇会館〇号室」又は「福岡県〇〇郡〇〇町大字〇〇1234番地」というように詳細に記載すること。